

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	子どもの予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、子どもの予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの予防接種事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、対象者に対してA類疾病に係る予防接種を行うとともに、接種事務の記録・報告、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付等の事務を行う。
③システムの名称	1 予防接種システム 2 共通基盤システム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項(別表14の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市健康部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 TEL072-960-3805
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪市健康部感染症対策課 TEL072-960-3805
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	副本登録は自動連携により行うこととしているところ、住民基本台帳事務における支援措対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。この場合は、システムを介しての手動による返答となるが、返答の際には複数人の目を通し、対象者・返答内容に間違いがないかを確認している。これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査
[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報提供ができる端末、職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼びかけている。また、副本登録は自動連携により行うこととしているところ、当該サーバーにはアクセス制限が設定されている。また、住民基本台帳事務における支援措対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(別表第二の97の項)	・番号法第19条第8号(別表第二の97の項)	事前	番号利用法の改正に伴い、19条7号を8号に修正
令和5年10月1日	I . 5. 評価実施機関における担当部署①部署	母子保健・感染症課	東大阪市健康部保健所感染症対策課	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、部署名を修正
令和5年10月1日	I . 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	母子保健・感染症課長	感染症対策課長	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、所属長の役職名を修正
令和5年10月1日	I . 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東大阪市健康部母子保健・感染症課	東大阪市健康部保健所感染症対策課	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、問合せ先を修正
令和7年1月30日	I . 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項(別表第一の10の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項(別表14項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月30日	I . 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号項(別表第二16の2、17、18及び19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	【提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月30日	IV . 8. 人出を介在させる作業	記載なし	リスクへの対策について追記	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV . 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	リスクへの対策について追記	事後	様式改正に伴う項目の追加